

## 消防法施行令別表第一(改正前)

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設 ハ 幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50m以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

消防法施行令別表第一(改正後)

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものに限る。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項若しくは第六項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。) ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入居させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。) ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される

	部分が存するものに限る。)
(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(18)	延長50m以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

○ 消防法施行令の一部を改正する政令新旧対照表（抄）  
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>別表第一（第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）</p>
<p>・ イ（略） ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項若しくは第六項</p>	<p>・ イ（略） ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設</p>

に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項若しくは第十項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）

ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第五条の二第三項若しくは第五項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第五条第六項から第八項まで、第十項若しくは第十三項から第十六項までに規定す

備考 (略)	・ ～ ・
	三  (略) (略) 除く。)

備考 (略)	・ ～ ・
	ハ  (略) (略)

# グループホームなど小規模社会福祉施設の 防火安全対策

[消防法令の一部改正について]



平成18年1月、長崎県大村市の  
認知症高齢者グループホームで深夜、

火災が発生し、入所者7名が亡くなられるという惨事になりました。これを受けて平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設でも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。改正法令を遵守することにより、入所している方々の安全を確保し、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことが求められます。

## 法令改正概要 (平成21年4月1日施行)

1

### 防火管理者の選任等

- 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出
  - 火気管理、避難訓練等の防火管理業務の実施
- } … 収容人員10人以上の対象施設

2

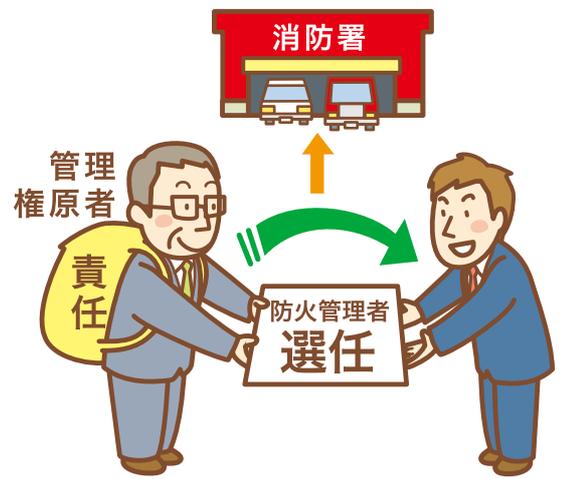
### 消防用設備等の設置

- 自動火災報知設備…すべての対象施設(経過措置:3年)
- 火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)…すべての対象施設(経過措置:3年)
- スプリンクラー設備…延べ面積275m<sup>2</sup>以上の対象施設(経過措置:3年)\*  
〈建物の位置、構造、設備等の状況によっては、設置が免除される場合があります。〉
- 消火器…すべての対象施設(経過措置:1年)

※スプリンクラー設備の設置基準については裏表紙「改正法令の施行日について」をご覧ください。

# ● 防火管理者の選任義務

今回の改正により、これまで防火管理が義務づけられていなかった小規模な社会福祉施設も新たに対象となりました。今後は小規模な施設でも防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防計画の作成や防火教育・訓練の実施などの防火管理業務を行わせる必要があります。



## ■ 防火管理者の選任が必要となる基準

法令改正により、防火管理者の選任が必要となる基準が収容人員（入所者と従業員を合算した人数）10人以上となる施設は、次のようになります（消防法施行令別表第一（6）項口）。

改正前

	用途区分	収容人員
(6)項口	イ 病院、診療所、助産所	30人以上
	老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	
	ハ 幼稚園、特別支援学校	
(16)項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分を含むもの※	
(16)2項	地下街	

※さまざまな用途のテナントが入っているビル等で、不特定多数の人が出入りする飲食店等や、行動力にハンディキャップのある人が出入りしている病院等の用途をテナントの一部に含んでいる建物等。

改正後

	用途区分	収容人員
(6)項口	主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等 ※詳しくは裏表紙「改正法令の対象となる施設」をご覧ください。	10人以上
(16)項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(6)項口の用途部分を含むものに限る	
(16)2項	地下街（(6)項口の用途部分を含むものに限る）	
(6)項	イ 病院、診療所、助産所	30人以上
	ハ 老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	
	ニ 幼稚園、特別支援学校	
(16)項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項イ、(6)項ハ、(6)項ニ、(9)項イの用途部分を含むもの（(6)項口の用途部分を含まないものに限る）	
(16)2項	地下街（(6)項口の用途部分を含まないものに限る）	

(注) 上記建物のうち、地階を除く階数が3以上で、管理権原が分かっているものについては、共同防火管理（建物全体としての一体的な防火管理のため必要な事項を各管理権原者で協議し決めておくこと）が義務づけられています。

## ■ 防火管理とは

防火管理の目的は、“自分たちの施設は自分たちで守る”を実践するために、火災の発生の防止と、万一火災が発生した場合に被害を最小限に食い止めることにあります。そのために日常の火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理、消火訓練や避難訓練などを含む消防計画を作成します。

### [防火管理の体系]

法律で定められている防火管理のしくみは下図のとおりです。



### [管理権原者とは]

防火管理に必要な建物・施設の管理について権原を有する人を管理権原者と呼びます。通例、事業所の代表者・経営者などがそれに当たります。管理権原者は防火管理者を選任の上、防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

※管理権原者は、遅滞なく建物を所管する消防長（消防署長）へ防火管理者の選任又は解任の届出をしなければいけません。

## 【防火管理者とは】

防火管理者は防火管理業務を行うため管理権原者から選任された人を指し、一定の資格が必要です。防火管理者は管理権原者に指示を求めたり、従業員などに指示を与える必要もありますので、管理的・監督的地位にある人を選任します（管理権原者が防火管理者になることもできます）。

## 【防火管理者の資格】

防火管理者の資格は次のとおりです。

- 下記の機関が実施する防火管理者資格講習を修了した者
  - ・都道府県知事
  - ・消防長
  - ・総務大臣の登録を受けた法人
- 防火管理者として必要な学識経験を有する者



## 【防火管理者の仕事】

管理権原者は防火管理者に消防計画を作成させ、次のような防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ① 消防計画の作成と届出       | ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 |
| ② 消火、通報及び避難の訓練の実施  | ⑥ 収容人員の管理               |
| ③ 消防用設備等の点検及び整備    | ⑦ その他防火管理上必要な業務         |
| ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 |                         |

# ● 消防用設備等の設置義務

今回の法令改正により、消防法施行令別表第一（6）項口に定めるグループホームなどの対象施設については、次のように消火設備と警報設備の設置の義務づけられる範囲が拡大されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置義務	改正後の設置義務
自動火災報知設備	延べ面積300m <sup>2</sup> 以上の施設	すべての施設
火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）	延べ面積500m <sup>2</sup> 以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上の施設	延べ面積275m <sup>2</sup> 以上の施設※
消火器	延べ面積150m <sup>2</sup> 以上の施設	すべての施設

※延べ面積が1,000m<sup>2</sup>未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。

面積による制限がなくなり、すべての施設に設置します

延べ面積が275m<sup>2</sup>以上の施設に設置します



自動火災報知設備



火災通報装置



消火器



スプリンクラー設備

## 【消防用設備等の検査】

上記の消防用設備等の設置が義務となった施設については、面積を問わず、消防設備士による施工及び消防用設備等の設置をする際の消防機関の検査が必要です。

# 改正法令の対象となる施設

改正法令の対象となる施設は、消防法施行令別表第一(6)項口に定められる次の施設です。

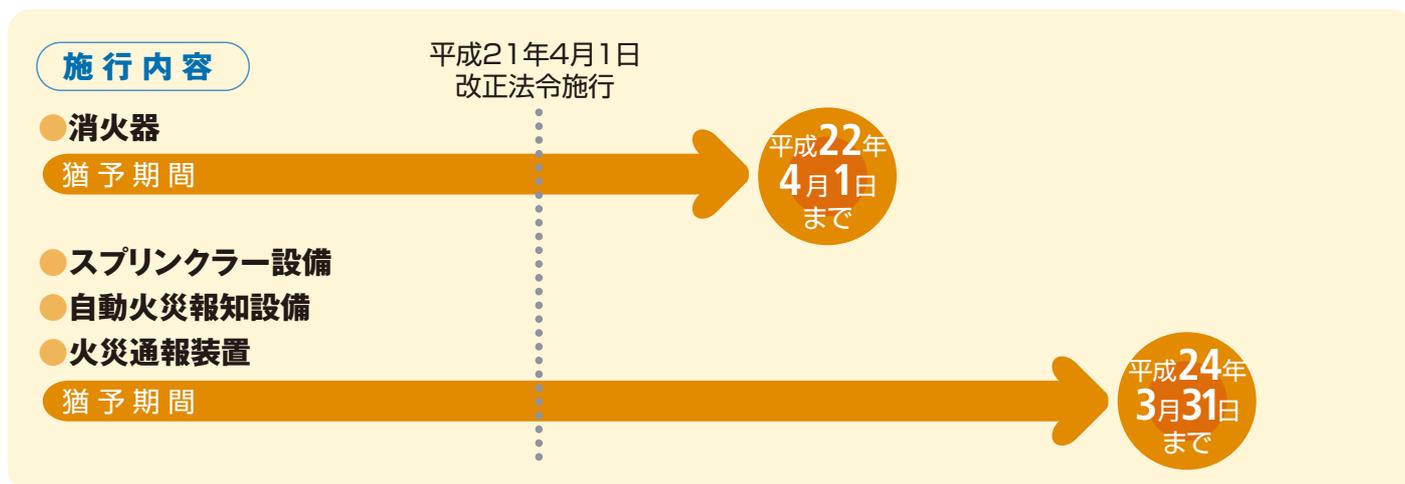


老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	
有料老人ホーム	主として要介護状態にある者を入居させるものに限る(介護居室の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの)
介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設	
盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	通所施設を除く
重症心身障害児施設	
障害者支援施設	主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る(障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設)
老人短期入所事業もしくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(老人福祉法に規定するもの)	
短期入所もしくは共同生活介護を行う施設(障害者自立支援法に規定するもの)	主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る(障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設)

## 改正法令の施行日について

改正法令は平成21年4月1日に施行されます。ただし、既存施設(新築、改築工事中含む)については、経過措置として下記のような猶予期間を設けてあります(防火管理者の選任は、平成21年4月1日から必要です)。

### ■ 施行日と既存施設の経過措置



延べ面積1,000m<sup>2</sup>未満の施設では、水道を利用する「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することが認められており、技術上の条件も緩和されています。また、建物の位置、構造、設備等の状況によっては、スプリンクラー設備の設置を免除される場合があります。設置基準の詳細や具体的な設置方法などについては、建物所在地を所管する消防機関にお問い合わせください。

問い合わせ先